

「輸出管理内部規程の届出等について」に関するQ&A

目次

1. 輸出管理内部規程の届出手続きについて

- Q1：安全保障貿易管理における輸出管理内部規程（CP）とは何ですか。
- Q2：輸出や技術提供を行う場合は、輸出管理内部規程（CP）の策定・届出は義務なのでしょうか。
- Q3：「輸出管理内部規程（CP）」と「輸出者等遵守基準」とはどのような関係なのでしょうか。
- Q4：当社はこれまで国内事業のみを行ってきましたが、最近輸出や海外との共同技術開発を行うようになり、輸出管理内部規程（CP）を新規に策定しようと考えています。どこか相談できる場所はありませんか。
- Q5：輸出管理内部規程（CP）を新規に策定しようと考えています。何か参考になるものはありますか。
- Q6：輸出管理内部規程（CP）を新規に作成しました。経済産業省への届出方法を教えてください。
- Q7：輸出管理内部規程受理票（CP受理票）とは何ですか。
- Q8：輸出管理内部規程（CP）の変更を行う予定です。経済産業省への届出方法を教えてください。
- Q9：輸出管理内部規程（CP）の新規策定や内容変更について事前に相談はできますか。
- Q10：合併、分割、事業譲渡等により組織上変化に伴い輸出管理内部規程（CP）の新規策定、変更を行う予定です。経済産業省への届出方法を教えてください。また事前相談はできますか。
- Q11：輸出管理社内規程（CP）を経済産業省参照へ届け出ている輸出者等として、経済産業省の安全保障貿易管理ホームページで組織名（企業名など）の公表を新たに希望する場合は、どのような手続きを行えば良いのでしょうか。
- Q12：別会社への業務移管などにより輸出業務を行わなくなったなどの事由から、輸出管理内部規程（CP）の経済産業省への届出の必要性が無くなった場合の手続きを教えてください。
- Q13：輸出管理内部規程（CP）における安全保障貿易に係る輸出管理の最高責任者は、代表取締役以外の取締役等でも構わないのでしょうか。
- Q14：輸出管理内部規程（CP）における取引審査の最終判断権者は誰が担当する必要があるのでしょうか。
- Q15：輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）とは何ですか。
- Q16：輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（CL受理票）に有効期限はありますか。
- Q17：“外為法等遵守事項”の“Ⅱ 個別事項”の“7 子会社及び関連会社の指導”の（1）に規定されている「子会社及び関連会社」とは、どのような会社を指しているのでしょうか。

- Q 1 8 : “外為法等遵守事項”の“Ⅱ 個別事項”の“7 子会社及び関連会社の指導”の(2)に規定されている「子会社」とは会社法第2条第3号に規定されている子会社でしょうか。
- Q 1 9 : “外為法等遵守事項”の“Ⅱ 個別事項”の“8 報告及び再発防止”に「…関係法令に違反したおそれのあるときは、…」とありますが、これはどのようなときでしょうか。

2. 輸出管理内部規程の内容変更について

- Q 2 0 : 令和7年4月9日付けで「輸出管理内部規程の届出等について」(以下「改正CP通達」という。)の改正、包括許可取扱要領の改正、通常兵器キャッチオール規制に関する制度見直しに関する法令等の改正が公布されましたが、これらの法令等の改正の内容を受け、輸出管理内部規定(CP)を変更する必要がありますか。
- Q 2 1 : 改正CP通達の改正内容を輸出管理内部規程(CP)及び細則(下位規程)又は細則(下位規程)において改正し届出した場合、将来、輸出管理内部規程(CP)及び細則(下位規程)のいずれか一部に修正があった場合には、輸出管理内部規程(CP)及び細則(下位規程)をセットで内容変更の届出が必要になりますか。
- Q 2 2 : 改正CP通達の公布日(令和7年4月9日)から施行日(令和7年5月9日)の前日までの間に、改正CP通達の内容を満たす輸出管理内部規程(CP)に改正しCP内容変更の届出を行った場合、発行されたCP受理票は、改正CP通達により発行されたCP受理票とみなされるでしょうか。
- Q 2 3 : 通常兵器キャッチオール規制の制度見直しに伴い、輸出管理内部規程(CP)を、どのように変更する必要があるのでしょうか。

3. 官民対話スキームに係る制度関係の内容変更について

- Q 2 4 : 事前報告の対象となる取引(技術の種類、取引の行為類型に該当)が生じた場合、輸出管理内部規程(CP)を変更する必要があるのでしょうか。
- Q 2 5 : 事前報告を忘れてしまった場合、どうなりますか。

4. 輸出者等概要・自己管理チェックリストについて

- Q 2 6 : 改正CP通達の(様式3)輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)は、いつから適用されるのでしょうか。
- Q 2 7 : 改正前の輸出者等概要・自己管理チェックリスト(旧CL)は、今後、どのような取扱いとなるのでしょうか。
- Q 2 8 : 改正前の輸出者等概要・自己管理チェックリスト(旧CL)は、改正後のCL(新CL)と合わせて保管しておく必要があるのでしょうか。
- Q 2 9 : 今後の制度改正が行われると考えますが、改正後の輸出者等概要・自己管理チェックリスト(新CL)や改正前のCL(旧CL)についても、制度改正に合わせて改編されるという理解でよいでしょうか。
- Q 3 0 : 改正前のCP通達(旧CP通達)の規定により発行されたCL受理票(旧CL受理票)は、改正CP通達の公布日(令和7年4月9日)以降、CP内容変更を行う時期によって、どのような取扱いになりますか。また、実際の運用に当たって留意すべき点がありますか。
- Q 3 1 : 今回の法令改正等に関するCP内容変更届を実施していない場合、令和7年度のCL受理票の発行を受けた場合、当該CL受理票はどのような扱いになりますか。

5. CL個別案件（輸出者等基本情報）について

Q 3 2：法人番号とは国税庁長官が指定した番号を指しますか。

Q 3 3：今回の改正により、親子会社等情報が追加されましたが、親会社の子会社を記載するだけでなく、子会社も親会社に関する記載をする趣旨・理由はどのようなことでしょうか。

Q 3 4：新様式3のⅠ7「親又は子会社等情報」の「子会社等」の対象範囲に関し、対象となる子会社の定義の明確化はできないでしょうか。また、子会社数が多く、本欄では書ききれないことが予想されるので、その場合は、別紙を作成して提出することが可能でしょうか。

6. CL個別案件（輸出管理内部規程情報）について

Q 3 5：Ⅱ輸出管理内部規程情報の各項目にはどのような情報を記載すればよいでしょうか。

Q 3 6：Ⅱ3「該非確認の責任者」はどのような者を記載すれば良いのでしょうか。

Q 3 7：Ⅱ4「輸出管理部門を含め輸出管理に従事する者」の専任者数は、EARや地政学・経済安保関連を担当している社員が専任者としても問題ないでしょうか。

Q 3 8：安全保障貿易管理に関する監査は、どのような頻度で実施すべきでしょうか。また、どのような部門を対象に行えば良いのでしょうか。

Q 3 9：安全保障貿易管理に関する監査は、「第三者の客観的な視点が大切ということがポイント」であると考えますが、どのような方法が望ましいですか。

Q 4 0：「監査の実施状況」について、一部の部門のみ監査を行った場合など、監査回数はどのように記載すれば良いのでしょうか。

Q 4 1：Ⅱ6「社内教育実施部門及び回数」に役員と職員、さらに階層別の教育の有無の欄が新設されましたが、どのような区分を設けて記載するのが望ましいですか。

Q 4 2：Ⅱ7「子会社及び関連会社への指導等実施部門」については、旧CLの7（1）のことを指しているのでしょうか。

Q 4 3：Ⅱ8「特定類型の手続き及び確認部門」については、どのような内容を記載すればいいでしょうか。

Q 4 4：Ⅱ10「包括許可に係る実績報告」の入力形式が変更になっていますが、例えばCL対象期間中に特別一般包括許可を更新した場合、更新前と更新後の番号についての情報を記載する必要がありますか。

Q 4 5：包括許可取扱要領関係の報告のうち、旧CLの別添として作成していた「返送に係る輸出及び返送に係る技術の提供に係る報告」については報告しなくてもよいのでしょうか。

7. CL個別案件（チェックリスト）について

Q 4 6：Ⅳ「輸出管理内部規程等取組状況の確認」の欄の実施・未実施・一部実施 についての評価は、輸出管理内部規程の定めに従って評価すればよいのでしょうか。

Q 4 7：需要者等の定義は、「輸出者等遵守基準を定める省令」で定められていますが、「輸出管理内部規程の届出等について」の外為法等遵守事項も同様でしょうか。具体的にどのような事業者が対象になるのでしょうか。

Q 4 8：需要者等の確認は、用途と異なり取引毎に確認する必要はないと考えていますが、いかがでしょうか。

Q 4 9 : IV 2 (2) 該非判定 (該非確認) において、「補完的輸出等規制に係る確認を含む」と追記されましたが、該非確認は「1 から 1 5 までの項の貨物等にあたるか否か」の確認と認識しています。補完的輸出規制通達に係る確認とは、具体的にどのような取組状況の回答が求められているのでしょうか。

Q 5 0 : IV 6 「資料管理」の項目で“輸出関連書類等”とは、具体的にどのような書類が含まれるのでしょうか。

Q 5 1 : IV 1 0 「包括許可」の (4) 通常兵器キャッチオール規制に係る包括許可の項目については、法令等の施行日が令和 7 年 10 月 9 日であるため、令和 7 年度の C L では未記入でよいのでしょうか。

【Ｑ＆Ａにおける用語・略語】

略 語	用 語
外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
輸出者等遵守基準	輸出者等遵守基準を定める省令
通常兵器文書告示	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令
補完規制通達	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について
大臣通達	平成６年６月２４日付け「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」（６貿局第６０４号） 平成１８年３月３日付け「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」（平成１８・０３・０１貿局第４号）
ＣＰ通達	輸出管理内部規程の届出等について
旧ＣＰ通達	令和７年４月９日付け改正（令和７年５月９日施行）前の「輸出管理内部規程の届出等について」
改正ＣＰ通達	令和７年４月９日付け改正（令和７年５月９日施行）の「輸出管理内部規程の届出等について」
ＣＰ受理票	輸出管理内部規程受理票
ＣＰ内容変更	輸出管理内部規程（ＣＰ）の内容変更
ＣＬ	輸出者等概要・自己管理チェックリスト
新ＣＬ	令和７年４月９日付け改正（令和７年５月９日施行）の「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」
旧ＣＬ	令和７年４月９日付け改正（令和７年５月９日施行）前の「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」
ＣＬ受理票	輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票
官民対話スキームに係る制度	貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項
リスト規制貨物等	輸出貿易管理令別表１の１から１５までの項の中欄に掲げる貨物又は外国為替令別表の１から１５までの項の中欄に掲げる技術
１６の項	輸出貿易管理令別表１の１６の項の中欄に掲げる貨物又は外国為替令別表の１６の項の中欄に掲げる技術
１６の項（１）	輸出貿易管理令別表１の１６の項（１）に掲げる貨物又は外国為替令別表の１６の項の中欄に掲げる技術であって輸出貿易管理令別表第１の１６の項（１）に掲げる貨物に係るもの
安全保障貿易検査官室	経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室

1. 輸出感管理内部規程の届出手続きについて

Q 1 : 安全保障貿易管理における輸出管理内部規程 (C P) とは何ですか。

- 輸出や技術提供に関連する一連の手続などを規定することにより、外国為替及び外国貿易法 (外為法) などの関係法令を遵守し、それらの違反となってしまうことや懸念のある調達活動に巻き込まれることなどを未然に防ぐための内部規程を「輸出管理内部規程 (C P)」と称します。

Q 2 : 輸出や技術提供を行う場合は、輸出管理内部規程 (C P) の策定・届出は義務なのでしょうか。

- C Pは、輸出者等が自主管理を行うための一つの手段として安全保障貿易管理に関する社内規程を整備するものですので、その策定・届出は任意となっております。
- C P通達により、経済産業大臣にC Pを届け出る場合には、安全保障貿易検査官室の助言を得つつ、より確実に安全保障貿易管理を実施する体制を構築することが可能となります。
- なお、C P届出をした企業等は、C Pに従って適切に輸出管理を実施していることを宣言し、経済産業省のホームページに企業等の名称等の公表を希望すれば、安全保障貿易管理に係る自主管理体制を整備している企業等として、経済産業省のホームページで名称等を公表することができます。

Q 3 : 「輸出管理内部規程 (C P)」と「輸出者等遵守基準」とはどのような関係なのでしょうか。

- C Pは、輸出者等が自ら定める組織内部の規程で、あくまで自主管理を行うために任意で策定するものです。
- 「輸出者等遵守基準」は、経済産業大臣が、①すべての輸出者等 (注1) が遵守すべき基準、②特定重要貨物等輸出者等 (注2) が遵守すべき基準として定めているものですので、C Pの策定の有無に関わらず、輸出者等が遵守しなければならない基準となっております。

(注1) 輸出者等

輸出や技術提供を業として反復継続して行う者：例えば、初めて輸出等を行う場合であっても今後継続して行う意図又は計画などがあれば、これに当たります。

また、企業だけではなく、大学や研究機関などが海外の企業や研究機関などと共同研究をするため、機材の輸出や技術の提供を行う場合などもこれに当たります。

(注2) 特定重要貨物等輸出者等

リスト規制貨物等 (輸出貿易管理令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物、外国為替令別表の1から15までの中欄に掲げる技術) を輸出等する者。

Q 4 : 当社はこれまで国内事業のみを行ってきましたが、最近輸出や海外との共同技術開発を行うようになり、輸出管理内部規程 (C P) を新規に策定しようと考えています。どこか相談できる場所はありますか。

- 安全保障貿易検査官室に相談していただければ、貴社の組織構成や事業内容などを踏まえつつ、適切なC Pの新規策定に向けて、助言いたします。

Q 5：輸出管理内部規程（C P）を新規に策定しようと考えています。何か参考になるものはありますか。

- 輸出者等においては、C P通達の（別紙1）外為法等遵守事項の内容をすべて含む内部規程であることが必要です。外為法等遵守事項は、“Ⅰ 基本方針”と“Ⅱ 個別事項（8項目）”が明記されています。届出者の責任において周知徹底し、かつ、実行することとされておりますので、まずは外為法等遵守事項をご確認ください。
- なお、企業向けのモデルC Pを財団法人安全保障貿易情報センター（C I S T E C）が作成しています。このモデルC Pは、企業の管理形態などに対応して、6種類のモデルC Pと仲介貿易取引を行う企業向けの仲介モデルC Pが作成されています。新たにC Pを策定する際には、これらを参考とすることが可能ですが、これらのモデルC Pはあくまでも「モデル」としての一般的な例示です。
- 各輸出者等が輸出管理内部規程（C P）の策定を検討される場合には、輸出者等それぞれの実情（規模や組織等）を考慮した上で、輸出者等自身に最も適した実行可能なC Pを作成することが重要となりますので、内部で検討されている段階で安全保障貿易検査官室に御相談ください。

Q 6：輸出管理内部規程（C P）を新規に作成しました。経済産業省への届出方法を教えてください。

- 安全保障貿易検査官室にて届出を受理していますので、届出に必要な書類等については、C P通達をご確認ください。ご不明な点がある場合には、安全保障貿易検査官室に御相談ください。
- 経済産業省のホームページでも様式や電子申請先となるメールアドレス等を掲載しておりますので、ご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/compliance_programs.html

Q 7：輸出管理内部規程受理票（C P受理票）とは何ですか。

- C P受理票は、輸出者等がC Pを安全保障貿易検査官室へ提出後、“外為法等遵守事項”をすべて含む適切なC Pであると確認できた場合に発行されるものです。
- なお、C P受理票が発行されている輸出者等は、毎年7月1日から7月31日までの間に、C Lを提出し、その内容が適切である場合には、C L受理票が発行されます。

Q 8：輸出管理内部規程（C P）の変更を行う予定です。経済産業省への届出方法を教えてください。

- 経済産業省へ届出済みのC Pの内容変更は、安全保障貿易検査官室にて内容変更届出を受理しています。C Pの内容変更届に必要な書類等については、C P通達を御覧ください。
- 変更内容が適切である場合には、C P受理票を新たに発行します。また、内部での検討の段階からその内容についての助言もいたしますので、まずは安全保障貿易検査官室に御相談ください。

（注）内容変更届の提出期限について

改正C P通達において、「変更の事実が発生した日より1月以内」に提出することと規定されましたので、提出に当たってはご注意ください。

Q 9：輸出管理内部規程（C P）の新規策定や内容変更について事前に相談はできますか。

- 安全保障貿易検査官室に相談いただければ、それぞれの届出に関して助言します。
- C Pの新規策定、内容変更の検討段階からその内容についての助言もいたしますので、まずは安全保障貿易検査官室に御相談ください。
- 相談に当たっては、メールアドレス（bz1-qqfcbh@meti.go.jp）宛てに件名を「C P（受理番号）、企業名（自社名）、C P相談について」として相談をお願いします。

Q 10：合併、分割、事業譲渡等により組織上変化に伴い輸出管理内部規程（C P）の新規策定、変更を行う予定です。経済産業省への届出方法を教えてください。また事前相談はできますか。

- 合併、分割、事業譲渡等に関しては、様々なケースがありますので、それぞれの法人においてどのような組織変更が行われるのか判明した段階で、安全保障貿易検査官室にご相談いただければ届出に関して助言します。
- それぞれのケースに合わせて、新規届、内容変更届、取下げ届の提出が必要となる場合がありますので、早めに御相談ください。
- 相談に当たっては、メールアドレス（bz1-qqfcbh@meti.go.jp）宛てに件名を「C P（受理番号）、企業名（自社名）、C P相談について」として相談をお願いします。

Q 11：輸出管理内部規程（C P）を経済産業省へ届け出ている輸出者等として、経済産業省の安全保障貿易管理ホームページで組織名（企業名など）の公表を新たに希望する場合は、どのような手続を行えば良いのでしょうか。

- C Pを経済産業省に届け出ている輸出者等が、以下の要件をすべて満たしている場合であって、自らの輸出管理体制の運用状況が適切であるとして、C P通達の様式6（輸出管理内部規程の実施状況の公表について（宣言））を安全保障貿易検査官室に提出したときは、当該輸出者等の名称、所在地及びホームページのアドレス（和・英）を経済産業省の安全保障貿易管理ホームページにおいて公表しています。
 - 輸出者等遵守基準及び輸出管理内部規程に従って適切に輸出管理を実施している。
 - リスト規制、大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制に対応し、用途・需要者審査を適切に実施している。
 - 定期的に監査を実施している。
- 上述のとおり、公表を希望する場合には、まず、これらの要件をすべて満たすかを確認した上で、毎年7月1日から7月31日までの間に、C Lの提出と併せて様式6を提出してください。
- なお、既にC L受理票の発行を受けている輸出者等の場合には、上記以外の期間でも随時受け付けますので、様式6を提出してください。

Q 1 2 : 別会社への業務移管などにより輸出業務を行わなくなったなどの事由から、輸出管理内部規程（C P）の経済産業省への届出の必要性が無くなった場合の手続を教えてください。

- 本制度は届出制のため、C Pの取下げ手続が必要となります。C P通達の様式5「輸出管理内部規程の取下げ届」を安全保障貿易検査官室あてに提出してください。
- なお、保有しているC P受理票、C L受理票は取下げ届を受理した日をもって失効することになります。また、特別一般包括許可証などを取得している場合には、取下げ届の受理をもって、許可証も失効することになりますのでご注意ください。

Q 1 3 : 輸出管理内部規程（C P）における安全保障貿易に係る輸出管理の最高責任者は、代表取締役以外の取締役等でも構わないのでしょうか。

- 輸出管理内部規程（C P）に規定する安全保障輸出管理のトップである最高責任者（注）は、大臣通達に基づき「代表取締役」とされています。その理由は、最高責任者には、安全保障輸出管理に関する組織内の管理・統制能力や万一の違反発生時における対外的な対応に関する以下の権限及び責任、それらを担うにふさわしい能力などが必要とされ、そのような観点から最も適切な者と考えられるからです。
 - ①外為法関係法令の遵守を徹底させる責任。
 - ②違法のおそれのある輸出等の停止を命令する権限。
 - ③万一外為法関係法令違反などが発生した場合に、その原因を究明し、違反者を処罰し、行政庁に報告して指示を仰ぐとともに、再発防止策を構築する責任。以上の趣旨を踏まえ、最高責任者は代表取締役の中から選任することとなっています。
- なお、企業の規模、組織形態等によっては、例えば会社法に基づく委員会設置会社のように、業務執行の権限と責任の在り方によっては最高責任者を代表取締役の中から選任することが困難な場合もあり得ます。その場合には、例外的な対応として、例えば、上述のような権限及び責任、それらを担うにふさわしい能力などを有する代表執行役又は取締役若しくは執行役の中から最高責任者を選任することも考えられます。ただし、その際には、最高責任者を代表取締役ではなく、代表執行役又は取締役若しくは執行役の中から選任することとする理由及びその妥当性を慎重に検討し、その旨を取締役会などでの決議その他の適切な手続を経て明確にしておくことが必要と考えられます。

（注）最高責任者

輸出管理内部規程における最高責任者は、輸出者等遵守基準（「輸出者等遵守基準を定める省令」（平成21年経済産業省令第60号）第1条第2号イ）の統括責任者に相当します。

Q 1 4 : 輸出管理内部規程 (C P) における取引審査の最終判断権者は誰が担当する必要があるのでしょうか。

- 大臣通達では、「役員以上」が規制貨物等の取引審査の最終判断権者になることを要請しています。
- しかし、会社の組織形態等によっては、例えば会社法に基づく委員会設置会社のように、業務執行と権限と責任の在り方によっては、最終判断権者（管理責任者）を取締役の中から選任することが困難な場合もあり得ます。その場合には、これに相当する者として執行役の中から最終判断権者を選任することも考えられます。
- ただし、いずれの場合も、最終判断権者は営業から独立した立場で判断できる者が望ましいと考えられます。

Q 1 5 : 輸出者等概要・自己管理チェックリスト (C L) とは何ですか。

- C Lとは、外為法等遵守事項の確実な実施が確保されているかどうかを輸出者等自身が確認し、自己判断により明らかにする書類です。
- C Pを経済産業大臣に届け出ている輸出者等は、C Lを毎年7月1日から7月31日までに安全保障貿易検査官室に提出していただく必要がありますので、ご注意ください。
- C L提出後、その内容が適切である場合、C L受理票が発行されます。

Q 1 6 : 輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票 (C L受理票) に有効期限はありますか。

- C L受理票は発行日から13か月間有効です。
- C L受理票の発行日以降、C Pどおりに輸出管理がなされていないために、安全保障貿易検査官室からC L受理票の返却を求められた場合には、C L受理票が無効となりますので、御注意ください。

Q 1 7 : “外為法等遵守事項”の“Ⅱ 個別事項”の“7 子会社及び関連会社の指導”の(1)に規定されている「子会社及び関連会社」とは、どのような会社を指しているのでしょうか。

- 子会社及び関連会社が外為法等に違反した場合、親会社にも影響が及ぶ可能性があること、また、法令遵守のみならず、企業の社会的責任やレピュテーションリスクの回避など、様々な視点から「実情に即した指導」が必要となります。
- 「実情に即した指導」に関しては、親会社として「子会社及び関連会社」に対してどのような管理や指導を行うかについて、会計基準上の連結等資本関係、実質的な取引関係、管理の方法等を考慮した上で実施していただく必要がありますので、「子会社や関連会社」の範囲については、輸出者等が判断いただくこととなります。
- なお、「関連会社」については、例えば、資本関係のない販売代理店等であっても実質的な取引関係がある場合など、適宜自社において想定し、管理の方法等を考慮しつつ適切な指導を行うことが重要となります。

Q 1 8 : “外為法等遵守事項”の“Ⅱ 個別事項”の“7 子会社及び関連会社の指導”の(2)に規定されている「子会社」とは会社法第2条第3号に規定されている子会社でしょうか。

➤ 7の(2)における子会社は、会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。

Q 1 9 : “外為法等遵守事項”の“Ⅱ 個別事項”の“8 報告及び再発防止”に「…関係法令に違反したおそれのあるときは、…」とありますが、これはどのようなときでしょうか。

- 「違反したおそれのあるとき」とは、例えば、非該当品として輸出・販売していた製品について、販売先他社からリスト規制品ではないかとの指摘を受けたものの、自社では明確に該当か非該当か判断できないときが想定されます。
- 自社で該非判定が明確に判断できないまま、引き続き輸出・販売を継続し、結果的に多数の無許可輸出を行うことを未然に防止するため、“違反したおそれがある”ことが判明した初期の段階で輸出者等が迅速かつ的確に対応することが必要となります。
- このため、CPの規定に、「関係法令に違反したおそれのあるとき」を明記していただくことが適切であると考えます。

2. 輸出管理内部規程の内容変更について

Q 20 : 令和7年4月9日付けで「輸出管理内部規程の届出等について」(以下「改正CP通達」という。)の改正、包括許可取扱要領の改正、通常兵器キャッチオール規制に関する制度見直しに関する法令等の改正が公布されましたが、これらの法令等の改正の内容を受け、輸出管理内部規定(CP)を変更する必要がありますか。

- 今回の改正は、輸出者等遵守基準や外為法等遵守事項そのものに関する改正ではないため、必ずしもCPの内容変更を行う必要はありません。
- また、本制度改正に伴う手続きに関しては、必ずしもCPに規定している必要はなく、従前のCPの規定内容において、矛盾が生じない範囲の内容となっていれば、細則(下位規程)やマニュアル、フロー図等の中で実施することでも問題ありません。
- 自主的に本措置の導入を踏まえ、CPの内容変更を行うことは妨げません。安全保障貿易検査官室にご相談いただければ助言します。
- ただし、本制度改正に伴う貨物等の輸出等を行っている場合において、現行のCPの規定で以下の内容に対応できない場合には、内容変更の必要が生ずる場合がありますのでご留意いただく必要があります。

(1) 本制度改正に伴う輸出等を行っている場合

①一般国(輸出令別表第3の国・地域、別表第3の2の国・地域以外)向け

安全保障上の懸念が高い品目に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合として「用途要件」及び「需要者要件」が追加されたため、これに該当する輸出等を行っている場合には、客観要件に関する確認の手続きを設ける必要があります。

②輸出令別表第3の2の国・地域向け

通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合として、現在、「用途要件」のみ適用されているところ、「需要者要件」が追加されたため、これに該当する輸出等を行っている場合には、「需要者要件」に関する確認の手続きを設ける必要があります。

※法人等の方針として、通常兵器関連の取引、別表3の2の国・地域向けの取引には応じないと規定している場合には、CPの内容変更は必要ありません。

(2) 輸出令別表第3の国・地域に関する取引審査等をCPで除外している場合

制度改正前の補完規制通達の対象外である輸出令別表第3の国・地域向けの貨物の輸出又は技術の提供について、本制度改正に伴い、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合に、インフォーム(経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知)を行うことができることとなりました。

そのため、CPで輸出令別表第3の国・地域向けの取引審査の除外を明記している場合には、インフォームを受けた場合に手続きが取れるよう規定を整備する必要があります。

(注) CPは、法人等の組織体制や運営状況により規程の種類や条文の構成等も異なりますので、CP内容変更届の必要性について、安全保障貿易検査官室にご相談いただければ助言します。

Q 2 1 : 改正C P 通達の改正内容を輸出管理内部規程（C P）及び細則（下位規程）又は細則（下位規程）において改正し届出した場合、将来、輸出管理内部規程（C P）及び細則（下位規程）のいずれか一部に修正があった場合には、輸出管理内部規程（C P）及び細則（下位規程）をセットで内容変更の届出が必要になりますか。

- 改正内容に基づき輸出管理内部規程（C P）及び細則（下位規程）又は細則（下位規程）において改正し内容変更の届出をした場合は、輸出管理内部規程（C P）及び細則（下位規程）が当省へ届出された「輸出管理内部規程」となります。よって、将来、輸出管理内部規程（C P）及び細則（下位規程）のいずれか一部に修正があった場合には、輸出管理内部規程（C P）及び細則（下位規程）をセットで内容変更の届出をする必要があり、細則（下位規程）の細かい修正も内容変更の届出の対象となります。また、担当者間の引き継ぎにも留意の上、セットでの届出を維持していただくことになります。
- 細則等をC Pの一部として届出していない場合（参考資料扱いとして提出）であって、本制度改正に伴う手続きを細則（下位規程）等の変更だけをもって実施する場合には、内容変更届を行う必要はありません。

Q 2 2 : 改正C P 通達の公布日（令和7年4月9日）から施行日（令和7年5月9日）の前日までの間に、改正C P 通達の内容を満たす輸出管理内部規程（C P）に改正しC P 内容変更の届出を行った場合、発行されたC P 受理票は、改正C P 通達により発行されたC P 受理票とみなされるでしょうか。

- 改正C P 通達に関しては、手続や提出書類の明確化、（様式3）輸出者等概要・自己管理チェックリストの簡素化などを行ったものであり、（別紙1）外為法等遵守事項の遵守基準に変更があったわけではありません。
- そのため、今回の法令等の公布日から施行日前日までに、16の項（1）に関する内容変更届を提出し、受理票が発行されたものに関しては、改正C P 通達の施行後も有効な受理票とみなします。

Q 2 3 : 通常兵器キャッチオール規制の制度見直しに伴い、輸出管理内部規程（C P）を、どのように変更する必要があるのでしょうか。

- 1 6の項に関しては、客観要件が追加となっておりますので、「用途の確認」、「需要者等の確認」の規定の中に、通常兵器関連の文書確認を実施する手続等を定めていただく必要があります。従来の規定において対応可能な規定となっている場合にはこの限りではありません。
- C P内容変更が必要となった場合には、令和7年10月9日（施行日）までに内容変更届を提出していただくことが望ましいところですが、キャッチオール規制のフロー図や客観要件確認シートなどの改正タイミングなども考慮すると、令和8年度のC L提出までに内容変更届を提出していれば問題ありません。
- ただし、令和7年10月9日（施行日）以降、通常兵器キャッチオール規制の制度見直しに関する改正に基づく取引審査が実施されている必要がありますのでご注意ください。
- 輸出等の実態に合わせて、C P、細則などの変更などが必要となる場合がありますので、安全保障貿易検査官室にご相談いただければ助言します。

※令和7年10月9日（施行日）から令和8年7月31日までに実施する立入検査で、本制度改正に伴うC Pや細則等の見直しがなされていなかったとしても、実態として補完規制通達の改正に基づく確認が実施されていれば、指摘事項とはしない方針としております。

<参考1>

○本制度改正の対象となる通常兵器関連の輸出等を行っている法人等の場合の事例

- ・制度改正によって対象となる輸出等を行っていて、補完規制通達の「1. 輸出者が確認すべき事項」の改正点、通常兵器文書告示の改正による通常兵器の開発等に関する文書の確認について、現行C Pで読めない場合などには規定等を設ける必要が生ずる場合がありますので、ご注意ください。

（事例1）

「需要者等の確認」の規定の中で、大量破壊兵器等の開発等に関してだけ文書確認の規定を設けている場合には、「通常兵器の開発等に関する文書確認」の規定を追加する必要があります。

（事例2）

特別一般包括許可を取得している法人等においては、許可の範囲に16の項（1）を含めることや許可条件の変更に伴い、「需要者等の確認」の規定の中で「軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関」という規定を設けている場合には、「委託を受けた者」を追加する必要があります。

<参考2>

○キャッチオール規制貨物等の取引審査から輸出令別表第3の国・地域を除外してしまっている場合の事例

- ・「取引審査」の規定の中で「別表第3の国・地域を除く」、「グループAの国・地域を除く」、「旧ホワイト国を除く」など除外規定を設けている場合、輸出令別表第3の国・地域向け輸出等において、インフォーム通知を受けた場合の対応が可能となるよう規定を修正する必要があります。

<参考3>

○帳票類の改訂が必要となる場合の事例（帳票類をC Pの一部として届け出ている場合）

- ・ 特別一般包括許可の適用判断欄に、通常兵器キャッチオール規制等に関する確認チェック欄が必要となります。
- ・ 『明らかガイドライン』の改正も行われますので、帳票類の一つとして『明らかガイドライン』を使用している場合には、改訂が必要となります。
- ・ 安全保障貿易審査課が公表しているキャッチオールのフロー図や客観要件確認シートは法令等の施行までに改正予定（時期未定）となっていますが、帳票類として活用している法人等は、これらの資料に合わせて、規定等を変更する必要があります。

（注1） 16の項に当たるか否かの確認行為、本改正で追加となる16の項（1）のHSコードの確認行為は、補完規制通達の「1.（1）貨物又は技術の確認」の手続の一つですので、リスト規制貨物等の「該非確認」には当たりません。

そのため、該非判定書の判定結果に関しては、従来どおり、16の項に当たるか否かを記載することは必須ではなく、16の項（1）に当たるか否かも記載することも必須ではありません。

（注2） 2022年5月の法令等改正時のように、C Pの内容変更に関して特定の期限を設けることはありません。内容変更届を提出しなかったとしても、C P届出が自動的に失効となることはありません。

3. 官民対話スキームに係る制度関係の内容変更について

Q 2 4 : 事前報告の対象となる取引（技術の種類、取引の行為類型に該当）が生じた場合、輸出管理内部規程（C P）を変更する必要はあるのでしょうか。

- 官民対話スキームに係る制度の導入に伴い、各事業者に対し、既存の輸出管理内部規程（C P）の変更を要請することは想定しておりません。ただし、自主的に本措置の導入を踏まえたC Pの内容変更を行うことは妨げません。変更を行った場合には、内容変更の届出を実施してください。

Q 2 5 : 事前報告を忘れてしまった場合、どうなりますか。

- 事前報告漏れに対しては、外為法に基づく指導及び助言等を行う場合があります。
- これを経てもなお、改善の意思が見られないなど、悪質と判断される場合には、罰則の対象となる場合があります。

4. 輸出者等概要・自己管理チェックリストについて

Q 2 6 : 改正C P 通達の（様式 3）輸出者等概要・自己管理チェックリスト（C L）は、いつから適用されるのでしょうか。

- 令和 7 年度の C L 届出から適用することになります。
- そのため、令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日までの間、C L 提出に関しては、改正 C P 通達の新 C L を提出していただくことになります。

Q 2 7 : 改正前の輸出者等概要・自己管理チェックリスト（旧 C L）は、今後、どのような取扱いとなるのでしょうか。

- 改正 C P 通達により様式 3 の簡素化が行われたとしても、C P 通達の（別紙 1）外為法等遵守事項の内容に改正はありませんので、外為法等遵守事項に係る基準を満たすためには、旧 C L に基づく取組状況が行われている必要があります。
- そのため、旧 C L に関しては、自主管理における監査指針などに活用いただくために、経済産業省のホームページに、引き続き、掲載していく予定です。また、確認手法については、「チェックリストの確認ポイント」を示すことといたしました。
- なお、法令遵守等立入検査実施の際は、外為法等遵守事項に沿った確実な管理がなされているか検査する為、直近事業年度の旧 C L の提出を求めることとなります。監査資料として旧 C L を活用されている場合には、監査資料に代えていただくことも可能です。

Q 2 8 : 改正前の輸出者等概要・自己管理チェックリスト（旧 C L）は、改正後の C L（新 C L）と合わせて保管しておく必要があるのでしょうか。

- 新 C L を毎年 7 月 3 1 日までに経済産業省に提出することとなりますので、文書保管という点では、新 C L のみ保管されていれば問題ありません。
- ただし、旧 C L を監査に利用するなどした場合には、輸出関連書類（監査書類の一つ）として保存いただく必要がありますので、ご注意ください。

Q 2 9 : 今後の制度改正が行われると考えますが、改正後の輸出者等概要・自己管理チェックリスト（新 C L）や改正前の C L（旧 C L）についても、制度改正に合わせて改編されるという理解でよいでしょうか。

- 制度改正があった際には、旧 C L 様式 3 や「チェックリストの確認ポイント」などに関しても、内容を変更していく予定です。

Q 3 0 : 改正前の C P 通達（旧 C P 通達）の規定により発行された C L 受理票（旧 C L 受理票）は、改正 C P 通達の公布日（令和 7 年 4 月 9 日）以降、C P 内容変更を行う時期によって、どのような取扱いになりますか。また、実際の運用に当たって留意すべき点がありますか。

- 令和 6 年度の C L については、C P の内容変更届が必要となる通常兵器キャッチオール規制の制度見直しに関する法令等が施行されておられません。
- そのため、改正 C P 通達の施行前発行された受理票については、改正 C P 通達の施行後も有効な受理票としてみなします。

Q 3 1 : 今回の法令改正等に関するC P 内容変更届を実施していない場合、令和7年度のC L 受理票の発行を受けた場合、当該C L 受理票はどのような扱いになりますか。

- 令和7年度のC L の対象となる直近事業年度内では、通常兵器チャッチオール規制の制度見直しに関する法令等は施行されていない状況です。
- そのため、令和7年度のC L 提出時に、内容変更届が提出されていなくても、受理票発行には影響はありません。
- なお、C P 改正が必要となった場合、令和7年10月9日までに内容変更届を提出いただくことが望ましいところではありますが、令和8年のC L 提出までに内容変更届を提出していただければ問題ございません。

5. CL個別案件（輸出者等基本情報）について

Q 3 2：法人番号とは国税庁長官が指定した番号を指しますか。

- 国税庁長官が指定した13桁の番号を記載してください。

Q 3 3：今回の改正により、親子会社等情報が追加されましたが、親会社の子会社を記載するだけでなく、子会社も親会社に関する記載をする趣旨・理由はどのようなことでしょうか。

- グループ会社への指導状況等を把握する参考とするため、確認いただくものとなります。
- 記載しきれないものに関しては、別紙での対応も可能となるよう検討させていただきます。
- 企業の合併、分割、資本構成の変化は、輸出管理の体制を始め、それぞれの企業のガバナンスに大きな影響を与える変更だと考えています。チェックリストの内容を把握する観点でも、それらの背景情報を一見して把握できるようにすることは、安全保障貿易検査官室での業務効率化や企業側に対する確認行為の低減にもつながると考えています。

Q 3 4：新様式3のI 7「親又は子会社等情報」の「子会社等」の対象範囲に関し、対象となる子会社の定義の明確化はできないでしょうか。また、子会社数が多く、本欄では書ききれないことが予想されるので、その場合は、別紙を作成して提出することが可能でしょうか。

- 新様式3のI 7「親会社又は子会社等情報」に関しては、出資関係のある法人を記載いただくため、旧CLの7-1、7-2とは異なります。グループ会社の状況を把握すること、みなし輸出管理の観点から外資の出資状況などを確認するために記載いただくこととなります。
- 会社法第2条第3号に規定する子会社（海外子会社含む）および、関連会社のうちリスト規制貨物等及び16の項（1）の貨物等を取り扱う法人を記載してください。
- なお、本欄に書ききれない場合は、別紙に名称、出資比率、CP番号を記してご提出ください。

6. CL個別案件（輸出管理内部規程情報）について

Q 3 5：Ⅱ輸出管理内部規程情報の各項目にはどのような情報を記載すればよいでしょうか。

- CPや細則などにそれぞれの項目の手続きがどのように定められているかを記載いただくことになります。Ⅳ自己管理チェックリストは、これらの手続きが実施されているかを選択いただくことになります。

Q 3 6：Ⅱ3「該非判定の責任者」はどのような者を記載すれば良いのでしょうか。

- 輸出者等内部の者（外部の者は除きます。）の中から該非判定に責任を持つ者を記入すれば良く、所属・役職等の制限はありません。ただし、内部における該非判定書等の該非判定に関する書類の決裁権者は必ず含まれることとなります。
- その中から、該非判定責任者が2名以内の場合には、新CLのⅡ3に役職及び氏名を記入してください。なお、2名を超える場合には、他〇名と併せて記入してください。

Q 3 7：Ⅱ4「輸出管理部門を含め輸出管理に従事する者」の専任者数は、EARや地政学・経済安保関連を担当している社員が専任者としても問題ないでしょうか。

- 専任者を置く基準は企業規模によって人的リソースも異なることから、自主管理の中で判断するようお願いします。

Q 3 8：安全保障貿易管理に関する監査は、どのような頻度で実施すべきでしょうか。また、どのような部門を対象に行えば良いのでしょうか。

- 監査は、原則として毎年1回以上実施する必要があります。
- 具体的には、輸出管理に関連するすべての部門（製造部門、営業部門、技術部門、出荷部門、輸出管理部門を含めた管理部門など）に対して、監査の年間スケジュールを定めた上で、監査部門と輸出管理部門とが共同で監査を実施する、といった方法が考えられます。
- なお、例えば、リスト規制対象貨物・技術を取り扱う部門に対しては毎年1回実施し、リスト規制対象貨物・技術を取り扱っていない部門に対しては半分ずつ隔年で実施する、といった取組であっても、具体的な監査の体制及び定期的な監査の実施に係る手続（スケジュールを含む。）を定め、当該手続に従って監査を定期的に行っている場合には問題ないと考えられます。

Q 3 9：安全保障貿易管理に関する監査は、「第三者の客観的な視点が大切ということがポイント」であると考えますが、どのような方法が望ましいでしょうか。

- ご指摘のとおり、第三者の客観的な視点が重要なポイントとなります。法人の監査部門による監査が行えない場合には、その代わりとして以下のような監査手法で実施することも差し支えありません。

＜監査手法の事例＞

- ・書面による自主監査（監査部門等による内容確認などは必要）
- ・同一部門内で輸出管理担当ではない者による監査
- ・他部門の輸出管理担当による部門間のクロス監査
- ・グループ会社や輸出管理に詳しい第三者機関などに委託

※第三者機関に監査を委託する場合には、CPに「第三者機関による監査を委託することができる」という規定を設けていることが望ましいです。

Q 4 0 : 「監査の実施状況」について、一部の部門のみ監査を行った場合など、監査回数はどのように記載すれば良いのでしょうか。

- 複数の部門が輸出管理に関連する業務を担当している場合には、直近の事業年度で輸出管理に関連するすべての部門に対して監査を実施している場合には「1回」と記入してください。輸出関連部門のうちの一部の部門だけしか実施していない場合には「0回」と記入してください。
- 監査対象や監査手法が枠内に記載しきれない場合は、特記事項欄に記載するか、別紙を作成していただき添付することでも差し支えありません。

Q 4 1 : II 6 「社内教育実施部門及び回数」に役員と職員、さらに階層別の教育の有無の欄が新設されましたが、どのような区分を設けて記載するのが望ましいですか。

- 会社法における役員は、取締役、会計参与、監査役のことを指しているため、基本的には取締役と従業員の2層の研修を実施することを想定しております。
- ただし、多くの法人においては、執行役員制度を導入している法人も多いため、取締役、執行役員、従業員の3層となっていることも想定されます。執行役員制度を導入している場合、執行役員の人数が多くなることが考えられ、輸出等を行っていない部門の執行役員については、教育を実施しないなど濃淡を付けて研修を行っていただくことも可能です。
- 従業員に関しては、新人研修や管理職研修などのように勤続年数や役職などの階層に分けて実施する研修が想定されますが、上述のとおり、輸出等の業務を行っている部門に限定することも可能ですので、企業の規模や業態に合わせて研修プログラムをご検討いただく必要があります。

Q 4 2 : II 7 「子会社及び関連会社への指導等実施部門」については、旧C Lの7 (1)のことを指しているのでしょうか。

- C Pや細則における指導等の内容、実施部門を記載いただくものです。
- 旧C Lの7 (1)、7 (2)に関する双方を指しておりますので、指導等の内容、指導等を実施している部門を記載してください。
- 7の欄に記入できない場合には、特記事項欄に記載するか、別紙を作成していただき添付することでも差し支えありません。

Q 4 3 : II 8 「特定類型の手続き及び確認部門」については、どのような内容を記載すればいいのでしょうか。

- 特定類型の手続きは、C Pや細則などに規定されている手続きや役割分担、業務内容等を記載いただくものです。
- 例えば、役務通達別紙1 - 4の誓約書を使用した確認、就業規則に基づく報告の中での確認、履歴書に情報による確認など、具体的にどのような手続きを定めているかを記載してください。
- 確認部門については、該当性判断の確認を実施している部署を記載いただくことになります。
- 例えば、人事部門が確認をした後、該当者がいた場合、輸出管理部門への報告がなされ、技術提供管理を実施している場合など、確認する部門と技術提供管理の実施をする部門が異なる規定となっている場合は、その役割分担なども含めて具体的に記載ください。

Q 4 4 : II 1 0 「包括許可に係る実績報告」の入力形式が変更になっていますが、例えばC L対象期間中に特別一般包括許可を更新した場合、更新前と更新後の番号についての情報を記載する必要がありますか。

- C Lの報告対象となっている直近事業年度の中で使用された許可証の番号を記載いただくことになります。そのため、年度中に特別一般包括許可の更新を行った場合には、更新前と更新後の許可番号を記入してください。

Q 4 5 : 包括許可取扱要領関係の報告のうち、旧C Lの別添として作成していた「返送に係る輸出及び返送に係る技術の提供に係る報告」については報告しなくてもよいのでしょうか。

- 外為法等遵守事項の個別事項には、直接関係のある内容ではありませんので、新C Lにおいては報告の対象から除外しております。
- 他方、包括許可取扱要領の別表3、別表4に規定された「許可条件の適用」に「返送に係る輸出の条件に適合していることの確認をあらかじめ定められた手続きに従って行うこと。」と規定されていることから、許可の条件を満たす手続きをC Pや細則などで定めておく必要があります。
- 立入検査の際には、特別一般包括許可の使用の範囲に係る適用判断が適切に実施されているかを確認する項目の一つとなりますので、ご注意ください。

7. CL個別案件（チェックリスト）について

Q 4 6 : IV 「輸出管理内部規程等取組状況の確認」の欄の実施・未実施・一部実施 についての評価は、輸出管理内部規程の定めに従って評価すればよいのでしょうか。

- 外為法等遵守事項の個別事項に関して、CPや細則などに手続きが定められており、取組状況と齟齬がない状況であれば実施を選択してください。CP等と取組状況に齟齬がある場合には、一部実施を選択いただくことになります。
- なお、CPや細則に手続きが定められていない場合や、取組状況について手続き通り行われていない場合には、未実施を選択いただくことになります。

Q 4 7 : 需要者等の定義は、「輸出者等遵守基準を定める省令」で定められていますが、「輸出管理内部規程の届出等について」の外為法等遵守事項も同様でしょうか。具体的にどのような事業者が対象になるのでしょうか。

- 需要者等とは、輸出者等遵守基準省令第1条第二号ニにより「技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう」と定義されております。既存の需要者等の対象を再確認した上で審査が必要となります。
- なお、特定重要貨物等の輸出等を行っている場合には、技術を利用する者又は貨物の需要者以外から入手する情報の信頼性を高めるための手続きを定め、当該手続きに従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行う必要があります。

Q 4 8 : 需要者等の確認は、用途と異なり取引毎に確認する必要はないと考えていますが、いかがでしょうか。

- 需要者等の情報や活動は、用途の情報とは異なり、取引の度に毎回変わるものではないと通常考えられることから、取引の度に需要者等の確認を毎回行う必要は必ずしもないと考えています。
- ただし、需要者等のうち需要者は同じであるものの代理人が変更する場合は当該代理人の確認を行うことが必要であるとともに、需要者等の情報や活動も変更することはあり得ることから、当該需要者等と継続的に取引を行う場合においては、定期的に需要者等の確認を行うことが必要です。

Q 4 9 : IV 2 (2) 該非判定（該非確認）において、「補完的輸出等規制に係る確認を含む」と追記されましたが、該非確認は「1 から 1 5 までの項の貨物等にあたるか否か」の確認と認識しています。補完的輸出規制通達に係る確認とは、具体的にどのような取組状況の回答が求められているのでしょうか。

- 「該非確認」は、輸出者等遵守基準省令第1条第二号ハの「該非確認」を指していますので、リスト規制貨物等に当たるか否かを確認いただくことを指しています。
- 「該非判定」は、外為法等遵守事項Ⅱ 2 (2) の「該非判定」を指しますので、補完規制通達の1 (1) 貨物又は技術の確認を含めた確認となっております。
- そのため、CP届出企業に関しては、リスト規制貨物等とキャッチオール規制貨物等に関する確認の手続きが、CPや細則などに定められている必要があり、その手続きに則り実施されていることが求められることとなります。

Q 5 0 : IV 6 「資料管理」の項目で“輸出関連書類等”とは、具体的にどのような書類が含まれるのでしょうか。

- “輸出関連書類等”とは、引き合いから出荷・船積みまでの一連の関連書類等を指します。したがって、輸出等の相手方から入手した書類、社内での審査手続の書類、通関手続の書類などがこれに当たります。
- 例えば、社内での審査手続の書類としては、「該非判定」、「顧客審査」、「需要者・用途確認」、「取引審査」などの各書類が含まれます。また、通関手続の書類としては、「インボイス」や「輸出申告書」などが含まれます。

Q 5 1 : IV 1 0 「包括許可」の（４）通常兵器キャッチオール規制に係る包括許可の項目については、法令等の施行日が令和 7 年 1 0 月 9 日であるため、令和 7 年度の C L では未記入でよいのでしょうか。

- 令和 7 年度に提出する C L の対象となっている直近事業年度は、通常兵器キャッチオール規制に係る法令等の改正前のため、令和 7 年度の C L 提出に関しては未記入でご提出ください。